

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市スポーツ協会事業共催補助金
補助事業等の 目 標	アマチュアスポーツの健全な普及発達のために活動する諏訪市スポーツ協会に対して補助を行うことにより、市民の体位向上と体育文化の進展を図る。
補助事業等の 対 象 者	諏訪市スポーツ協会
補助対象経費	諏訪市スポーツ協会の運営に係る事務局職員の賃金、各競技協会に支出する補助金等
補助金等の額 及びその算定 方法又は補助率	定額 4,503,000円
	【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の 評 価	諏訪市スポーツ協会から提出される実績報告書及び各競技協会が諏訪市スポーツ協会に提出する実績報告書をもとに、担当部署にて補助事業の効果を評価する。
補助事業等の 開 始 時 期	昭和40年4月1日
補助事業等の 終 了 時 期	【終了時期が3年を超える場合の理由】
	補助事業の目標達成のため、継続して補助することが必要である。
情 報 の 公表の方法等	補助事業の対象者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページで公表する。
そ の 他	
提 出 書 類	
	諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。
担 当 部 署	諏訪市 教育委員会 スポーツ課 スポーツ振興係

平成30年 1月31日 一部改正 (平成30年 4月 1日 施行)

平成31年 3月25日 一部改正 (平成31年 4月 1日 施行)

令和 2年 3月16日 一部改正 (令和 2年 4月 1日 施行)